

中国＜出口管制法＞草案をどうとらえるか

1. 本稿のあらまし

中国政府は本年 6 月に＜出口管制法＞草案を公表し、パブリックコメントを募集しました。細則案が未公開なので全貌はまだ不明ながら、現地拠点を持つ企業にとっては相当な影響力が予想され、また米国ばりの再輸出規制制度の導入により、在華拠点で製造された部品・製品を利用する日本企業にとっても「対岸の火事」では済まない可能性がささやかれています。

一体どうなるのか、日本側としては広範囲にわたって注意していく必要があります。次節では私が特に注目した 4 つのポイントを記します。そのうえで産業界としてどう対応すべきかを第 3 節で、企業レベルでの対応について第 4 節で触れるつもりです。

2. 四つの注目点

2-1 フルセットでの管理を志向

従来は＜核出口管制条例＞や＜核両用品及関連技術出口管制条例＞など複数の法規でバラバラに取り締まっていたものを、1 つの法律に束ねて統一的に管理することが新しい＜出口管制法＞では意図されています。

また、定番のリスト規制(4 条)・キャッチオール規制(23 条)だけでなく、違反顧客のブラックリスト規制 (29 条) や、再輸出規制 (64 条)、積み替え規制 (65 条) までカバーしています。更に「見なし輸出」も規制対象に含める (3 条下線部)、規制該非の政府照会制度 (24 条) まで盛り込まれ、ほとんど米国並みのつくりになっています。

内容的にも米国並みになるのかは不明ですが、一応「本格志向」の意気込みで取り組んでいる様子はどうかがえます。

もっとも意気込み (特にエライ人たちの) は意気込みとして、実務がついていけるかは別物だと思っています。

たとえば 2017 年 1 月施行の改訂版化学兵器関連機材規制リスト ([有关化学品及相关设备和技术出口管制清单](#)) におけるバルブの記述を見ると、「呼び径 1cm (又は 10A) 超」という条件が抜けています。この条件は 2002 年頃の AG リスト改訂で盛り込まれたもので、わが国でもほぼ同時期に貨物等省令に反映されています。(当時の省令条文が今手元にないので米国 CCL の抜粋を [＜附録 3＞](#) に載せておきます。) つまり中国では大昔に定めた規制リストを、国際レジームのリスト改訂後 15 年ほど、変えずに使っているわけです。

多くの国の企業が「呼び径 1cm 超」規定による恩恵 (小口径バルブの規制緩和) を享受してきたわけですが、中国では当局の怠慢 (?) ゆえに規制が緩和されずに今に至っているわけです。それなのに民間からクレームが出なかったとすればその理由は、みんなハナから気にしていなかった (規制に関心がなかった) からではないか、と私は思います。

なお中国は許可不要特例規定の整備が遅れていると以前から言われており、今回の草案にも、そうした特例規定は盛り込まれておりません。しかしもし国民がそもそも規制に関心が

なかったのならば、(誰も特例規定の必要性を感じていないわけですから) 特例規定がないのも不思議ではないように思います。

更に実現性が疑われるのが規制該非の政府照会制度です。我が国政府ですら(民間からの長年の要望にもかかわらず) 踏み切れないでいるのに、本当にあの国はおやりになるのでしょうか?

実務能力が追い付いていないのに気合先行で、「最先端」の(と彼らが思っている) 米国方式を丸写ししているのではないか? 「今すぐ最新鋭装置を買ってこい」という調子で。世の中にはそういう「ベストプラクティス趣味」の人がいますからね。

あくまでも私の個人的印象ですが。

2-2 「科学的立法・民主的立法」

これは本案の<起草説明>がうたっている本法案骨子の1つです。

科学的立法とは一般的には、「法治国家」らしく「誰が見ても客観的に判断できる法制度を」ということと思います。(規制閾値の明示などで)

(それに関して「十六文字の科学立法方針」という標語があるので紹介します)

有法可依…法があればそれに依ることができる

有法必依…法があれば必ずこれに則るべし

執法必严…法を執り行うには必ず厳格であれ

违法必究…法を破る者は必ず追及せよ)

たとえば2015年施行分までのコンピュータ規制です。そこでは規制閾値なしで単に「巨大中型自動数据处理设备」(巨大中型自動データ処理設備)だとか「小型自動数据处理设备」

(小型中型自動データ処理設備)といった名称のみの記述が行われていました。ということは「コンピュータは全数要許可」のようにも見えますが、本当に全数許可手続きが執られていたとは考えにくい。例外がもしあったとすれば何を基準に要否判断を? 閾値が公表されていなかった以上、目分量での判断が疑われるところです。

それが2016年施行分からは「“調整后的峰值性能 (APP)” 大于 8.0 加权每秒万亿次浮点运算 (Weighted TeraFLOPS) 的数字计算机」(APPが8WTFLOPS超のデジタルコンピュータ)と閾値入りの規制に変更されました。一般論としての「科学的」とはこういうことを指すのではないかと思います。

但し本法案では別の意味も加わっています。<起草説明>は「国内外の成熟した先進経験を参考に国際公約と条約義務を履行」と述べています。つまりは国際レジームの規定を取り入れるという意味でしょう。

Bloombergの解説記事は「ワッセナー協定(WA)に近いものになりそう」と予想しています(<https://www.bna.com/us-companies-brace-n73014462921/>)。私も同感です。商務部サイト(附録4・附録5)もWAリストについて紹介し、相当意識しているように思われますから。

2-3 米国の「再輸出規制」

再輸出規制が導入されると、中国からの調達品を日本から出す時に、中国の規制リストによる該非管理が必要になります。これは私たちにも直接的影響が生じます。

特にいやらしいのは「中国部品内蔵の外国製装置」へも適用されることです。たとえ日本製装置であっても、中国部品含有比率が一定水準以上ならば規制対象になるからです。

「中国部品内蔵の外国製装置」への適用については留意すべきポイントが3つあると思います。

- ①含有比率が「一定水準」未満の装置であっても、本当にそうなのか確認せねばなりません。つまり私たちはいかなる装置の輸出であっても、使用中国部品の量（それが多ければ質＝規制該非も）の把握が必要になるのです。

（但し国務院・中央軍事委委員会がすぐには「一定水準」についての指定をしない可能性もあり、そのときには「内蔵」による規制も実施猶予となりますが。）

- ② 複数の生産拠点で製造されている品目の産地識別はどうするのか？

本体レベルなら銘板に表示されていますが、内蔵部品の場合は頭が痛い。

- ③ 「個々の内蔵部品の再輸出」として規制するのか、「装置全体を中国製扱い」の形で再輸出規制をかけるのか？

[第64条](#)は「規制品を一定比率以上の価値で含む外国製品を、国外から第三国（地域）へ輸出する場合にも本法を適用」と述べています。これを読む限り「装置全体として中国製扱い」し、「装置としての中国規制該非」を問題にするように思えます。（つまり「他の装置に内蔵された中国部品の再輸出」とは見なさず、「個々の中国製内蔵部品の規制該非」は問わない）

もしそうであれば EAR と同じやり方であり、迷惑は迷惑ながらも、まだ辛抱が可能だと思います。

しかしもし「個々の内蔵部品の再輸出」として規制するから「内蔵された個々の中国製部品について規制該非を」という考え（米国式もどき）であれば大変なことになります。

2-4 輸入時の情報提供制限

この法案の中で異彩を放っているのが[第10条](#)（国際協力）の後段です。それは、この部分が輸入時に関する規定だからです。

「輸出規制の理由により国外へ情報を提供」というのは、「中国への輸入時に、外国側の理由により中国国民・企業がその国へ情報を提供する」ことを指しているとしか考えられません。それでもって、「提供するのが機微な情報の場合は中国政府の承諾取れ」と定めているわけです。輸出管理法令の中に、さりげなくこういう規定を突っ込むとは、なかなか「やるもの」ですね。

ひところ「軍事四証」という言葉がもてはやされました。軍関係の仕事をしようとする組織に対して、秘密保持を条件として政府が鑑札を与える制度です。このため「四証」ユーザー向け輸出では、正確な用途情報が取れなくなる可能性が取りざたされたわけです。

しかしもし「出口管理法」のこの条項が施行されたら、「四証」認定を受けていない組織であっても話が同じになります。「だから中国はアブナイだよ。中国ユーザーの言うことなんてウソばかりだ。国全体がレッドフラッグじゃないか」とはやす人が出てきてもおかしくありません。

さすがにそれは言い過ぎだと私は思います。なるほど国旗の色は赤ですが、**中国向け案件全体を真っ赤と決めつけるのは早計**です。理由は2つあります。

第一に、この法案が出てくる前にしても、本当に難儀な用途の案件については、輸入元への用途情報提供がガラス張りであったとは考えにくい。そしてその条件下で、欧米諸国は中国への輸出を平然と（あるいは「大胆に」）行ってきました。法案が通った後も、欧米諸国の対応は基本的に変わらないでしょう。つまり**国際相場（≒欧米諸国の感覚）では、「全部真っ赤」ではないだろう**と思うのです。

第二に（こちらがより重要ですが）、**取引審査は用途情報だけでやるものではありません**。「ハードな用途情報なら✖、ヤワな情報なら○」と機械的に処理するものではないのです。ユーザーから発信される用途情報は大抵ヤワな内容と思われそうですが、審査する側は「そうおっしゃるからそうなのでしょう」ではなく、きちんと頭を使って「周辺情報と重ね合わせるもつともだ」と判断しなければなりません。（みなさんには「釈迦に説法」だと承知していますが）仮に「用途情報の発信に政府が介入」したからといって「騙されました」と言っているようでは、その取引審査はリテラシーゼロと言わざるをえません。

ではこの法案により、「政府介入」がありうるということが分かってどうなったかといえば、上記の「基本」が再確認されただけのこと。すなわち**需要者情報を活用して用途情報の信憑性、案件の安全性を評価することの重要性（用途・需要者情報に関するリテラシーの重要性）をしかと認識すべし**ということでもあります。

3. 産業界としての対応

パブリックコメント募集に応じて我が国では CISTEC が意見を寄せています。

(http://www.cistec.or.jp/service/china_law/171201-01-j.pdf)

大変道理のある意見内容で、中国当局の対応が注目される場所ですが、注目(?)の再輸出規制についてはほとんど効果がないだろうと私は思います。(理由は3つ)

第一には、「ヤメロ」と言われて従う人たちではないでしょう。「お宅の不利になりますよ」に対しては、「こっちの勝手だ。内政干渉はやめてくれ」と言い返されそうです。

第二に、「我々は米国にもヤメロと要求している」に対しては、せいぜい「米国がやめたらウチも考えていいよ」ぐらいが関の山と思います。

最後に、日本一国が文句を言っても、あちらには痛くもかゆくもないでしょう。「お宅だけが外資じゃない」と言われかねません。外資同士を競わせてイイトコ取りをするのが、かの国の得意技でしたから。

以上を踏まえて、重要と思われる3点を記すことにします。

3-1 諸外国との連携

先ほども述べましたが日本一国で意見を寄せても、ただの遠吠えに終わる公算が大きいと思います。技がかかるように、もう少し間合いを詰めなければ。

それには、再輸出規制を非とする国々と(どこかの評論家風にいえば「普遍的価値を共有する国々」と)手を携えて中国に物申すことです。そうすることで、中国得意の各個撃破戦術を封ずるのです。

この方法は、米国に再輸出規制の再考を促す際にも有効だと思います。

3-2 中国側実務部門との関係確立

本法案の企画を行っているのは、商務部傘下の国際貿易経済合作研究院(CAITEC)の戦略貿易安全中心という組織らしいと聞きます。公式窓口を通じてパブコメを提出するだけでなく、そうした実務部門との率直な交流を目指したいものです。

というのは公式窓口では、どの国も体面を考えて建前発言に終始しがちだからです。「いや、ウチはちゃんとやってるからそういう問題は経験ないけど」的な門前払いになりやすい。しかし例えば前節で挙げた再輸出規制問題について申すと、実務者同士の常設のチャンネルがあれば「落としどころを探って条件闘争」の道が可能かもしれません。

では私たちはこの戦略貿易安全中心とどれだけの関係を築けているのか? 先方の7名の研究メンバーとコミュニケーションはあるか? もっと彼らのWEBサイトに日本との交流実績が載るようにするにはどうすればよいか? (それも立派なアウトリーチです)

そういうことを考えることも必要ではないでしょうか?

3-3 日本国内への啓蒙活動

敢えて国内啓蒙に触れた理由を記します。それは「中国部品内蔵の外国製装置」への再輸出規制の対象になった場合の企業の対応方法として、「見なし中国品」という考え方が重要だと考えたからです。この考え方を普及させるには、CISTECのような影響力ある機関からの啓蒙活動が欠かせません。

もし中国が再輸出規制を始めたら日本企業はどうするか？ 米国再輸出規制への対応ぶりから類推すると、購入先に中国製部品の内蔵情報を求めようとする企業が多いことでしょう。企業によっては「含有比率を出せ」とか「明細と個々の部品の中国規制該非を出せ」とまで言うてくるかもしれません。「だって、そういう決まりなんですよ？」と。

しかし再輸出規制の本家である米国に「そういう決まり」はありません。逆に EAR はたとえ米国製品扱いされても米国政府許可不要な地域向けであれば「わざわざ含有比率計算をしなくてよい」（米国製品扱いされてもいいじゃないか）と述べています。（[Part734 の Supplement No.2](#)）つまり仕向地によっては含有率計算を敢えて省略し、「見なし米国品」とすることを EAR は提案しているわけです。

だとすれば同様に、中国が導入する再輸出規制にしても、仕向地によっては「見なし中国品」の扱いで十分だと私は思います。しかもそれによって、企業の管理工数を相当に削減できそうですから、一考に値するアイデアではないかと。

このアイデア（個々の担当者ベースでは賛成でも）企業としては採用を躊躇してしまうことがあるかもしれません。仮にそうなら主な理由は「認知度」「現行社内管理システムとの compatibility」かと思われます。

このうち「認知度」の問題は、影響力ある機関から「これがスタンダードですよ」と呼びかけることで解決できるでしょう。

「社内管理システム」についても「品目の特性」としてではなく「案件の特性」として管理するよう発想を変えればクリアすることは可能と考えます。

どうということかと申せば、それが中国再輸出規制対象品かどうかを登録することから管理を始めるのが「品目の特性」ベースの管理です。

これに対して「案件の特性」ベースの管理とは何か？ それは中国再輸出規制対象か否かを mandatory の項目とせず、特別な仕向地案件の場合の特別審査項目として中国規制対象か否かを追加的にチェックするという考え方です。「何よりまずは品目特性をがっちり把握」から始まる輸出管理（初めに該非判定ありき）の弊害については、既に多くの識者が指摘しているところでもあります。（代表例としては、押田努「安全保障輸出管理法体系の再構築に向けた視点」…安全保障貿易学会第 15 回研究大会報告。この中で押田氏は「該非判定先行による精力消耗」「本質でない『該非判定』が優先となっている」と指摘しています）

もっとも企業としては単に『案件の特性』ベースの管理も OK』と言われただけでは、動きが取りにくいような気がします。「審査手順はこうやって、帳票書式をこう工夫するとスマートですよ」とまで「見える化」して差し上げる必要があるかもしれません。

そうした実務の手ほどきまで含めて、「見なし中国品」の考え方を普及させるための「啓蒙活動」が重要と申し上げたいわけです。

4. 企業レベルでの対応

4-1 再輸出規制

量的に一番大変なのは、現地子会社に作らせ国内に引き取った製品でしょう。

もっとも中国法令による該非情報は、現地子会社から入手できる建前ですから、この問題自体はさほど深刻とは思えません。

問題は、現地子会社がきちんと中国法令該非判定をできるか、そして本社がその判定情報に安心して依拠できるかです。つまり（再輸出を云々する以前に）**現地子会社における該非判定こそが問題の核心**だと私は思います。

4-2 現地子会社における該非判定

今までなら規制が細かくなかったので、中国企業で該非判定に神経を使う必要は小さかったことでしょう。しかしこれからは違います。

もし規制リストがワッセナー協定含めた国際レジームに準拠するようになれば、**判定すべき項目範囲は格段に広がります**。本社としても、今までのように「現地で『適切に』対応しているものと信ずる」（要するに丸投げ）ということでは済まなくなるのではないのでしょうか？

やはり**本社がイニシアチブ**をとって、既に存在する製品の判定とともに、**現地の判定能力向上の長期計画を立てていく**しかないと考えます。

でも、まずは**目先の問題、すなわち現存製品の判定をどうするか**、です。

あくまでも中国の新規制リストが国際レジーム準拠、すなわち日本のリストと同等という前提での話ですが、**日本での判定情報を参考にして本社側で面倒を見る**ことになるかと思えます。但し、完全に彼我の規制リストが同じなのか、少しでも違いがあった場合にその差が「当該品目の判定において影響なし」と言えるのか、という問題はあります。どこの会社でも最初は判断困難でしょうから、彼我の規制に通じた専門家の力を借り、次第に社内の実力をつけていくことになるかと思えます。

4-3 取引審査の能力を磨く

前述 2-4 で用途・需要者情報に関するリテラシーの重要性が益々大きくなると述べました。そして審査で特に肝要なのが、**需要者の素姓チェック**であると。

金融機関の融資でも、「借り手の人物を見よ」と申します。平和な用途情報や、その旨の証明書レターを入手したことで思考停止してしまったら、バブル期の金融機関（彼らは担保にする土地の有無にしか関心がなかったらしい）の再現ということです。

だからといって「俺は絶対思考停止しないぞ。どの案件も絶対安心と確信できるネタを入手するまでは」と頑張るのも考え物。案件の性質に応じてどの程度の安心情報がほしいか、どの辺まで頑張るかを考える、ということが必要です。これはみなさんおなじみの濃淡管理の話ですね。

ともあれ、取引審査の能力というものは、意識して磨かなければ向上いたしません。今更の話ではありますが、あらためて強調する次第です。

5. 当事務所は何ができるか

最後に少々コマーシャルを。

当事務所は中国の新規制リストを読み込んだ上で、日本規制との異同を把握し、お客様の判定業務のお役に立てるよう努めます。

実際のサービス提供の形態は色々あることでしょう。単品の（中国法令も踏まえた）判定書作成から、お客様の手持ち判定情報の鑑定や判定方法研修など。具体的な中身については、お客様と相談しながら作っていくことになると思います。

取引審査については前記 4-3 で、今後はより「用途情報によりかからない」（需要者素姓の評価に重点おいた）見方が求められると申しました。これも個別案件の審査補助（リスク評価の意見提供）から審査方法の概論研修まで、お力になれることは少なくないと思います。

何分、全く新しい分野の話なので、他にもお困りの局面が出てくるかと思えます。何かありましたら遠慮なくご相談いただきたく存じます。お客様の問題解決に向け当事務所も一緒に進んでいく所存です。

<附録1> <出口管制法>パブコメ案抜粋

<p>附件1 草案征求意见稿 原文</p>	<p>拙訳</p>
<p>第三条【出口管制 两用物项 军品 核的定义】 出口管制 本法所称出口管制，是国家对从中华人民共和国境内向境外转移管制物项，以及<u>中华人民共和国公民、法人及其他组织向外国公民、法人及其他组织提供管制物项的行为</u>，采取禁止或限制性措施。</p>	<p>第3条 【輸出管理、デュアルユース品、軍用品、核の定義】 輸出管理 本法でいう輸出管理とは、中国国境内から国境外へ規制品目を移転することと、<u>中国の公民・法人及びその他組織が外国の公民・法人及びその他組織へ規制品目を提供する行為</u>に対して、中国政府が禁止や制限的措置をかけることを指す。</p>
<p>第四条【管制措施】 国家实行统一的出口管制制度，通过制定管制清单，实施许可等方式进行管理。</p>	<p>第4条 【規制措置】 政府は統一的な輸出管理制度を行い、規制リストの制定を通じ、許可等の方式での管理を実施する。</p>
<p>第十条【国际合作】 国家出口管制主管部门根据缔结或参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家、地区、国际组织、国际机制等开展出口管制合作与交流，参与国际规则的制定。 <u>中华人民共和国公民、法人和其他组织因出口管制事由确需向境外提供信息的，如该信息可能涉及国家安全，应当事先进行国家安全评估。</u></p>	<p>第10条 【国際協力】 政府の輸出管理主管部門は、わが国が締結／参加した国際条約に基づき、或いは平等互惠の原則に従い、他の国／地区や国際組織・国際機構などと輸出管理の協力・交流を深め、国際レジームの規定制定に参加する。 <u>中国の公民、法人及びその他組織が、輸出規制の理由により国外へ情報を提供しようとする際、もしその情報が国家の安全保障に関係する内容のものであれば、事前に政府による安全評価にかけねばならない。</u></p>
<p>第二十三条 【全面控制原则】 出口经营者出口管制清单之外的物项，其知道或者应当知道或者得到国务院有关部门通知，出口可能危害国家安全、存在扩散风险、被用于恐怖主义目的的，应当履行许可手续。</p>	<p>第23条 【キャッチオール規制】 輸出者は、規制リスト外の品目の輸出にあたり、当該輸出が国の安全保障・武器拡散リスク・テロ目的の使用のおそれがある旨を、知った／知りえた或いは国務院の関係部門から通知されたときは、許可手続きを取らねばならない。</p>
<p>第二十四条 【咨询程序】 出口经营者在出口之前对拟出口物项是否属于本法规定的管制物项存在疑问的，可以向国家出口管制主管部门提出咨询。</p>	<p>第24条 【照会プログラム】 輸出者は、輸出に先立ち、輸出予定品が本法で定める規制品に該当するか否か疑問があれば、政府の輸出管理主管部門に照会することができる。</p>

<附録1> <出口管制法>パブコメ案抜粋

<p>附件1 草案征求意见稿 原文</p>	<p>拙訳</p>
<p>第二十九条 【黑名单管控】 国家出口管制主管部门对违反最终用户和最终用途承诺、可能危害国家安全和利益、被用于恐怖主义目的的国外进口商和最终用户，建立管控名单，并可对国内出口商与其相关的交易采取禁止、取消出口许可便利等必要的管控措施。</p>	<p>第29条 【ブラックリスト管理】 政府の輸出管理主管部門は、最終ユーザーと最終用途承諾の違反に対し国の安全保障と発展利益を損ない、あるいはテロ目的で利用されるおそれがある国外の輸入者・最終ユーザーのリストを作成し、これにより国内の輸出者及びそれに関連する取引を禁止したり、輸出許可の取り消しなど必要措置を取れるようにする。</p>
<p>第六十四条 【再出口】 管制物项或含有中华人民共和国管制物项价值达到一定比例的外国产品，从境外出口到其他国家（地区）的，适用本法。 前款规定的价值比例和管理办法，由国务院或中央军委另行规定。</p>	<p>第64条 【再輸出】 規制品の、又は規制品を一定比率以上の価値で含む外国製品を、国外から第三国（地域）へ輸出する場合にも本法を適用する。 ここでいう「価値比率」及びその管理方法については、国务院又は中央軍事委員会で規定を別途定める。</p>
<p>第六十五条 【过转通等其他适用情形】 管制物项的过境、转运、通运或从保税区、出口加工区等海关特殊监管区域和监管仓库、保税物流中心等保税监管场所向境外出口，适用本法的有关规定。</p>	<p>第65条 【トランジット等への適用】 規制品の国境通過、積み替え、通運、又は保税区・加工区等税関管理区域／倉庫・保税物流センター等保税管理区域からの輸出に、本法を適用する。</p>

<p>附件2 起草説明 原文</p>	<p>拙訳</p>
<p>(三) 坚持科学立法、民主立法 遵循经济社会和科学技术发展规律，广泛征求各方面意见，借鉴国内外成熟做法和先进经验，履行国际公约、条约义务。</p>	<p>(三) 科学的立法・民主的立法を堅持する 経済社会と科学技術発展の原則を尊重し、広く各方面の意見を求め国内外の成熟した先進経験を参考に国際公約と条約義務を履行する。</p>

<附録 2 > 2017 年 1 月施行の改訂版化学兵器関連機材規制リスト

【2017 年規制リスト】

五、有关化学品及相关设备和技术出口管制清单所列物项和技术

(化学品及び関連設備・技術の輸出規制リストに掲載の貨物・技術)

11 耐腐蝕多重密封閥 (耐蝕性のマルチシールバルブ)

帶有檢漏孔，且其直接与化学品接触 的所有表面由下列任何材料制成：

(リーク検出孔を持ち、化学品に直接接触れる表面すべてが下記いずれかの材料でできているもの)

- 1) 玻璃或玻璃衬里 (包括陶化或釉化 涂层)；
(ガラス又はガラスライニング、陶化・エナメルコーティングを含む)
- 2) 含氟聚合物； (フッ素を含むポリマー)
- 3) 钛或钛合金； (チタン・チタン合金)
- 4) 锆或锆合金； (ジルコニウム・ジルコニウム合金)
- 5) 钽或钽合金； (タンタル・タンタル合金)
- 6) 镍含量大于 25% (重量百分比) 和 铬含量大于 20% (重量百分比) 的合金；
(ニッケル含有量が重量比 25%超でクロム含有量が重量比 20%超の合金)
- 7) 镍或镍含量大于 40% (重量百分比) 的合金。
(ニッケル材、又はニッケル含有量重量比 40%超の合金)

海关商品 编号 (税関の商品番号)

8481802110 8481802910 8481803110 8481803910 8481804010

12 耐腐蝕波紋管密封閥 (耐蝕性のベローズ弁)

帶有檢漏孔，且其直接与化学品接触 的所有表面由下列任何材料制成：

(リーク検出孔を持ち、化学品に直接接触れる表面すべてが下記いずれかの材料でできているもの)

- 1) 玻璃或玻璃衬里 (包括陶化或釉化 涂层)；
(ガラス又はガラスライニング、陶化・エナメルコーティングを含む)
- 2) 含氟聚合物； (フッ素を含むポリマー)
- 3) 钛或钛合金； (チタン・チタン合金)
- 4) 锆或锆合金； (ジルコニウム・ジルコニウム合金)
- 5) 钽或钽合金； (タンタル・タンタル合金)
- 6) 镍含量大于 25% (重量百分比) 和 铬含量大于 20% (重量百分比) 的合金；
(ニッケル含有量が重量比 25%超でクロム含有量が重量比 20%超の合金)
- 7) 镍或镍含量大于 40% (重量百分 比) 的合金。
(ニッケル材、又はニッケル含有量重量比 40%超の合金)

海关商品 编号 (税関の商品番号)

8481802110 8481802910 8481803110 8481803910 8481804010

13 耐腐蝕单向閥 (耐蝕性の逆止弁)

帶有檢漏孔，且其直接與化學品接觸 的所有表面由下列任何材料制成：

(リーク検出孔を持ち、化学品に直接接触れる表面すべてが下記いずれかの材料でできているもの)

- 1) 玻璃或玻璃衬里 (包括陶化或釉化 涂层)；
(ガラス又はガラスライニング、陶化・エナメルコーティングを含む)
- 2) 含氟聚合物；
(フッ素を含むポリマー)
- 3) 钛或钛合金；
(チタン・チタン合金)
- 4) 锆或锆合金；
(ジルコニウム・ジルコニウム合金)
- 5) 钽或钽合金；
(タンタル・タンタル合金)
- 6) 镍含量大于 25% (重量百分比) 和铬 含量大于 20% (重量百分比) 的合金；
(ニッケル含有量が重量比 25%超でクロム含有量が重量比 20%超の合金)
- 7) 镍或镍含量大于 40% (重量百分 比) 的合金。
(ニッケル材、又はニッケル含有量重量比 40%超の合金)

海关商品 编号 (税関の商品番号)

8481802110 8481802910 8481803110 8481803910 8481804010

<附録3> 米国 CCL (Commerce Control List) 抜粋

【2002 年版】

2B350 Chemical manufacturing facilities and equipment, as follows (see List of Items Controlled).

g. (*1) Multiple seal valves incorporating a leak detection port, (*2) bellows-seal valves, (*3) non-return (check) valves or (*4) diaphragm valves, in which all surfaces that come in to direct contact with the chemical(s) being processed or contained are made from any of the following materials:

- g.1. Alloys with more than 25% nickel and 20% chromium by weight;
- g.2. Fluoropolymers;
- g.3. Glass (including vitrified or enamelled coatings or glass lining);
- g.4. Nickel or alloys with more than 40% nickel by weight;
- g.5. Tantalum or tantalum alloys;
- g.6. Titanium or titanium alloys; or
- g.7. Zirconium or zirconium alloys;

- * 1 中国リストの対応条項は#11 (耐腐蝕多重密封閥)。なお中国リストには「*incorporating a leak detection port*」に相当する記述が、#12 (耐腐蝕波纹管密封閥)・#13 耐腐蝕单向閥) にも盛り込まれているが、これは誤訳のように思う。
- * 2 中国リストの対応条項は#12 (耐腐蝕波纹管密封閥)
- * 3 中国リストの対応条項は#13 (耐腐蝕单向閥)
- * 4 中国リストに対応条項なし (作り忘れか?)

【2003 年版】

2B350 Chemical manufacturing facilities and equipment, except valves controlled by 2A226, as follows (see List of Items Controlled)

g. Valves **with nominal sizes greater than 1.0 cm (3/8 in.)**, and casings (valve bodies) or preformed casing liners designed for such valves, in which all surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being processed or contained are made from any of the following materials:

- g.1. Nickel or alloys with more than 40% nickel by weight;
- g.2. Alloys with more than 25% nickel and 20% chromium by weight;
- g.3. Fluoropolymers;
- g.4. Glass or glass lined (including vitrified or enameled coatings);
- g.5. Tantalum or tantalum alloys;
- g.6. Titanium or titanium alloys; or
- g.7. Zirconium or zirconium alloys.

<附録 4> 中国商務部産業安全与進出口管制局 顧春芳局長 2014.6.6 談話抜粋

(<http://interview.mofcom.gov.cn/detail/201605/20012.html>)

国際レジーム（NSG＝核供应集团、AG＝澳大利亚集团、MTCR＝导弹及其技术的控制制度 WA＝瓦森纳安排）に関連した部分を転載

主持人：刚刚您和我们谈到，现在 140 多个国家有专门的法治法规清单维护国家安全，我们也知道现在出口管制是国际上通行的做法，那我们国家出口管制的现状是怎么样，下一步工作计划是什么呢？

(聞き手；さきほど、現在 140 あまりの国々が特に法令リストを設けて国家の安全保障に当たっているというお話から、私たちが今や輸出管理が国際的な存在であることを理解したところですが、それでは我が国の輸出管理の現況はどのようなのでしょうか？ 次なる計画はどんなものになるのでしょうか)

顧局長；中国一直坚决反对大规模杀伤性武器的扩散，坚决反对恐怖主义，我们一直以非常积极的姿态来加入国际防扩散公约，参与防扩散的出口管制的进程，一直为维护世界和平和人类安全贡献着我们的力量。目前，我国已经初步建立了国家防扩散出口管制的法律法规框架，有着一个出口管制的管理体系，形成了许可证管理、清单管理、调查执法等制度。我国也建立了最终用户和最终用途的管理制度，还建立起了国际多个多边的、双边的交流合作机制，正如我刚才讲到的，加强出口管制，因为出口管制涉及核、生、化、导，涉及到武器方面，所以在国外有的也叫战略贸易的管制，也叫贸易管制，所以为了加强这方面的管制，防止大规模杀伤性武器的扩散，维护世界和平、维护人类安全，保障各国的安全利益，我们认为这是应对二十一世纪全球共同面临的安全与发展方面的挑战的重要手段。

(顧局長；中国は一貫して WMD の拡散・テロリズムに反対してきました。また大変積極的に国際不拡散条約及び不拡散輸出管理レジームに参加し、世界平和と人類の安全を保つため我が国の力を尽くしてきました。現在わが国は、一応国家不拡散輸出管理法の枠組みを設けまして、輸出規制の管理体系のもと、許可証・規制リスト・調査執行等の制度を持つに至っております。またエンドユーザー及びエンドユースの管理制度を整備し、いくつもの多国間・二国間の交流協力機構を作っております。まさにさきほど申し上げたように輸出管理を強化しているわけです。輸出管理というのは核・生物・化学・ミサイルさらには武器の各方面に渉るものですから、諸外国では、ある者は戦略貿易管理と、またある者は貿易管理、などと称しております。そしてこの分野の管理を強化し WMD の拡散を防ぎ、世界平和と人類の安全を守り、各国の安全利益を保障するために、私たちは輸出管理を 21 世紀の全世界が直面する安全と発展への挑戦の重要な手段と理解しております)

顧局長；刚才你问我们下一步工作有哪些考虑，虽然我们成立时间不长，但是在对原来工作进行梳理的基础上，我们对下一步工作也有了一个安排，近期主要加强五个方面的工作：

- 一是要进一步建立健全国家进出口管制的法律法规；
- 二是要完善进出口管制的管理体系；
- 三是要加强出口管制的清单管理和技术评估工作，这个比较专业，但是出口管制的核心来

讲清单管理和技术评估工作非常重要，所以我们要加强清单管理和技术评估工作；

四是要加强出口管制的调查执法工作；

五是要加强国际交流与合作，来推动世界共同建立一个科学有效、运转有序、执行有力的国际出口管制体系。

(顧局長；さきほど、私たちの次なる任務についてのお尋ねがありましたね。当部門は設立から歴史は浅いものの、当初の任務をよく見直した結果、新たな方向を取るようになりました。主な注力ポイントは5つあります。

第1は国としての健全な輸出入管理の法制を整備すること

第2に輸出入管理のコンプリートな体系を作ること

第3に輸出規制のリスト管理と技術評価を強化すること。これは専門的な技能を要する仕事ではありますが、輸出管理の枠組みの中で極めて重要なものなので、強化しなければなりません。

第4は調査・検査と執行任務

第5は国際交流・協力を進めること。世界共通の科学的に有効で、運用が合理的で、実効性がある国際輸出管理体系を推進することです)

主持人：其实单独成立这样一个部门，也看出了我们现在产业安全包括进出口管制工作的重要性，刚才您也和我们讲了这些方面的职能，提到了出口管制工作，我们也想请您给我们网友们普及一下出口管制工作具体有哪些内容？

(聞き手；実はこのようなセクションが独立したことから、現在産業の安全には輸出入管理が重要であることが私たちにも見て取れるわけですが、先ほど話題に出た輸出管理の任務につき、読者のみなさんのため具体的な内容をご披露願えませんか？)

顧春芳：出口管制是出于维护和平和安全的目的，对某些特定物项的出口实施禁止或者限制，这是履行国际义务、维护国家安全的需要，也是国际上的通行做法。

(顧局長；輸出管理は平和と安全を維持する目的で行われるもので、特定の対象品目を定めて輸出を禁止あるいは制限するものです。これは国際的義務の履行であるとともに、国の安全のため必要とされるものであり、また国際的なルールでもあります。)

为什么说履行国际义务呢？因为我们知道为防止大规模杀伤性武器的扩散，联合国有《不扩散核武器公约》、《禁止生物武器条约》、《禁止化学武器公约》。围绕着核生化导，实际上就是核、生物、化学、导弹及其技术这些方面，还有常规武器及其两用物项和技术，国际社会还有若干个机制、安排，比如有核供应集团，有澳大利亚集团，有导弹及其技术的控制制度，有瓦森纳安排，所以出口管制就是为了履行这些国际公约、履行国际义务而开展的。

ワッセナーアレンジメント

(なぜ国際的義務の履行というのか。それはWMD不拡散のため国連に<核不拡散条約>、<生物兵器禁止条約>、<化学兵器禁止条約>というものがあります。核・生物・化学兵器とミサイルとその技術、それから通常兵器・デュアルユース品/技術について、国際社会では規制レジームがあります。すなわちNSG、AG、MTCR、ワッセナーアレン

ジメントです。このため輸出管理は同時にこれらの国際条約の履行であり、国際的義務を履行し展開していくことでもあるわけです。）

据联合国的统计，现在全球已经有 140 多个国家都有着专门的出口管制制度，多数国家在出口管制方面都有着专门的法律法规，专门的管制清单、专门的管理机构，还有专门的管制流程、专门的执法队伍。

为什么说维护国家安全的需要呢？我觉得这也很好理解，因为出口管制涉及到核、生物、化学、导弹、常规武器等等，还有两用物项，所谓两用就是既可军用又可民用，要是使用不当，对于它的用途和用户把握不好的话，都会严重危害到国家和人民的安全。所以说出口管制工作是非常重要的。各国都给予了高度的重视。

(国連統計によると、現在全世界で既に 140 余りの国に輸出管理のための特別の制度があり、多くの国々はそのための特別の法規と規制リスト、管理機構、更には管理プログラムと執行人員を持っています。

では国の安全を保つ必要性については容易に理解できることと思います。核・生物・化学・ミサイル・通常兵器、それにデュアルユース品（ここでデュアルユースとは軍用・民生用の両方に利用可能なもののことですが）、もしそれらを悪用された場合、そのエンドユース・エンドユーザーをきちんと把握できていなかったら、国家・人民の安全に大変な危害が生じかねません。それゆえに輸出管理の任務は非常に重要であり、各国とも高度に重視しているわけです）

<附録 5> 商務部産業安全与進出口管制局サイト 2016.4. 11 記事

(<http://cys.mofcom.gov.cn/article/jckgz/201604/20160401293049.shtml>)

4月4日の最新版WAリストの公表が紹介されている



<附録6> 商務部國際貿易經濟合作研究院戰略貿易中心サイト

(<http://zhlmmy.caitec.org.cn/>)

The screenshot shows the website interface for the Center for Strategic Trade and Security. At the top, there is a navigation bar with the following items: 网站首页, 中心简介, 组织机构, 重要课题, 重点项目, 业务活动, 数据中心, 成果发表, 联系我们. Below this is a search bar and a login section. The main content area is divided into several sections: 工作动态 (News), 政策法规 (Policies and Regulations), 业务信息 (Business Information), and 企业内部出口控制机制 (Internal Export Control Mechanism). On the right side, there is a sidebar with sections for 中心简介 (Center Introduction), 中心领导 (Center Leadership), 研究人员 (Research Personnel), and 专家顾问 (Expert Advisors). A green box labeled "研究メンバー" (Research Member) points to the "研究人员" section, which lists the following names: 张斌, 晏聪, 程慧, 王世鹏, 韩露, 吴康, 经蕊. The center leadership section lists the主任 (Director) as 张斌 and the phone number as 04515190. The news section features a photo of a meeting and text about the release of research results from an international expert meeting on export control technology.

<附録 7 > 米国 EAR Part734 の SupplementNo.2 抜粋

Guidelines for De Minimis Rules

Supplement No. 2 to part 734 – page 1

SUPPLEMENT NO. 2 TO PART 734 - GUIDELINES FOR *DE MINIMIS* RULES

(a) Calculation of the value of controlled U.S. origin content in foreign-made items is to be performed for the purposes of § 734.4 of this part, to determine whether the percentage of U.S. origin content is *de minimis*. (Note that you do not need to make these calculations if the foreign made item does not require a license to the destination in question.) Use the following guidelines to perform such calculations:

(2) Value of U.S.-origin controlled content. The value of the U.S.-origin controlled content shall reflect the fair market price of such content in the market where the foreign product is being produced. In most cases, this value will be the same as the actual cost to the foreign manufacturer of the U.S.-origin commodity, technology, or software. When the foreign manufacturer and the U.S. supplier are affiliated and have special arrangements that result in below-market pricing